

印西市受動喫煙防止対策ガイドライン

印西市

目次

1. 背景	1
2. 受動喫煙防止対策の必要性	1
3. 基本的な考え方	2
4. 受動喫煙防止対策を推進させるための、市・市民等・関係者(団体)の役割	2
5. 受動喫煙防止対策の種類	3
6. 印西市の施設等における受動喫煙防止対策のめざす姿	3
7. 受動喫煙防止対策のための具体策	4～5
8. 次世代の健康の確保～このガイドラインがめざすもの～	6



1. 背景

たばこの煙が、たばこを吸う人のみでなく、吸わない人の健康にも悪影響をもたらし、さまざまな疾病の原因となることが明らかになり、このことは広く知られるようになっていきます。また国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を前に、日本の受動喫煙防止対策を他のオリンピック開催国と同等の水準とするため、平成30年7月に健康増進法の改正を行い、多数の人が利用する施設についての受動喫煙防止対策が、義務付けられました。

印西市では、平成26年6月に一部改正された労働安全衛生法の、労働者の健康保持の観点から、印西市公共施設等敷地内全面禁煙化計画を策定し、本庁舎および市内公共施設の受動喫煙防止対策を進めています。また「健康いんざい21～印西市健康増進計画」により、禁煙の推進等に取り組んでいるところです。

以上の背景を踏まえ、「印西市受動喫煙防止対策ガイドライン」を作成し、印西市での一層の受動喫煙対策を推進していきます。

2. 受動喫煙防止対策の必要性

受動喫煙によってリスクが高まる病気には、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）等があります。年間約15,000人が、受動喫煙を受けなければこれらの疾患で死亡せずすみ、受動喫煙による超過医療費は約3,200億円と推計（H26年度）されています。国民の8割以上を占める非喫煙者、特に乳幼児や妊婦などの次世代をたばこの害から守るために、積極的な受動喫煙防止対策を行う必要があります。

（1）受動喫煙による年間死亡者数推計（人）

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群（SIDS）	73	
合計	15,030	

参考：厚生労働省「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」（H28年6月）

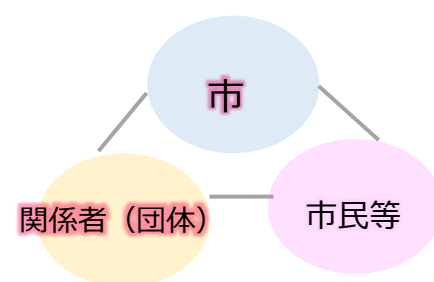
(2) そのほか受動喫煙との因果関係が推定されているもの

喫煙者本人への影響	がん（肺・咽頭・副鼻腔・食道・胃・肝臓・膵臓・膀胱・子宮頸部など）・動脈硬化・慢性閉そく性肺疾患（COPD）・呼吸機能低下・糖尿病・歯周病など
受動喫煙による周囲の人への影響	<全世代> 肺がん・虚血性心疾患・脳卒中など <妊 婦> 流産・早産・低体重出生など <子ども> 乳幼児突然死症候群（SIDS）・喘息・中耳疾患・う歯など
その他の影響	未成年の喫煙でがん死亡・循環器死亡・がん罹患など 誤嚥事故の乳幼児の主要原因のひとつ

参考：喫煙の健康影響に関する検討会報告書（H28年9月）・通称たばこ白書より

3. 基本的な考え方

受動喫煙が起こらないまちを作るためには、市民等（市内在住・在勤・在学含む）と関係者（団体）、および市がその必要性を理解し、具体策を知る必要があります。それぞれが行うべきことを明らかにすることで、受動喫煙防止対策を確実に実施し、印西市全体が受動喫煙のない、次世代が健康に育つことができる地域となることをめざします。



4. 受動喫煙防止対策を推進するための、市・市民等・関係者（団体）の役割

受動喫煙のないまちを実現させるには、市・市民等・関係者（団体）のそれぞれが、受動喫煙防止の重要性を理解し、自分たちの役割を考え、行動することが必要です。

(1) 市の役割

喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響や、受動喫煙防止対策の必要性について、広く周知・啓発を行います。また、市民等や関係者（団体）による受動喫煙防止対策に対する取り組みを支援し、受動喫煙のないまちづくりをめざします。行政機関、市が設置・管理する施設については積極的に敷地内禁煙に取り組み、率先した受動喫煙防止対策を行います。

(2) 市民等の役割

一人ひとりが、受動喫煙が健康に与える影響を理解し、正しい知識を持って、身近なところから受動喫煙のない地域をつくれます。

(3) 関係者（団体）の役割

受動喫煙が健康に与える影響を理解するために積極的に情報を収集し、周囲に理解と協力を求めながら「施設等における受動喫煙防止対策のめざす姿」の実現に向けた取り組みを行います。

5. 受動喫煙防止対策の種類

受動喫煙防止対策の方法には以下のようなものがあります。

子どもや妊産婦、疾病を持つ人や体の弱い人が利用することが想定されるところで、より効果の高い受動喫煙対策をとることが大切です。

種類	内容	効果
敷地内禁煙	屋外も含め敷地内全域で喫煙を禁止します。	高 ↑ ↓ 低
屋内禁煙	屋内を禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置します。	
完全分煙	屋内に喫煙のための部屋を設け、非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないようにします。	
不完全分煙	屋内に仕切り等による喫煙のためのコーナーを設置し、換気扇等により煙を低減します。	
	屋内に喫煙場所を設置します。	

参考：厚労省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(H14年.6月)に示された事項に準ずる

6. 印西市の施設等における受動喫煙防止対策のめざす姿

市・市民等・関係者（団体）が一体となって受動喫煙対策を推進していくために、それぞれの施設がめざす姿を以下のように示します。施設等を管理する者と利用する人が共通の目標を持つことで、受動喫煙対策を実現しやすいものにします。

施設・場所	めざす姿	主な具体例
① 子どもが多く使用する施設	敷地内禁煙	学校・幼稚園・保育園・児童福祉施設など
② 病気の人、体の弱い人、妊産婦が多く使用する施設	敷地内禁煙 (注1)	医療機関・薬局・高齢者福祉施設など
③ 官公庁施設	敷地内禁煙	行政機関・市が設置、管理する施設（指定管理者が管理する施設を含む）
④ 上記以外で多数の人が利用する施設	車内禁煙	公共交通機関（バス・タクシーなど）
	敷地内禁煙又は屋内禁煙又は完全分煙（注2）	職場（事務所）・飲食店・運動施設・集会所・劇場・展示場・商店・娯楽施設・駅・バスターミナルなど
⑤ その他	受動喫煙防止対策のための特別な配慮（注3）	公園・道路など

- ◎学校は敷地内禁煙実施済み。
- ◎注1の施設については屋外に分煙施設（厚生労働省の受動喫煙対策助成金の対象*となるもの）を設置することができます。
- ◎注2の施設については屋内に喫煙専用室（厚生労働省の受動喫煙対策助成金の対象*となるもの）を設置することができます。
- ◎注3の「特別な配慮」とは、近くに人がいる場合は喫煙を控えるなど、受動喫煙が起らない状況にすることをいいます。
- ◎加熱式たばこ等の新型たばこ類については、その受動喫煙の健康に対する影響が明らかでないこと、他人から見たときに、そのたばこがニコチンを含むものかどうかの判断が難しいことなどから、紙巻きたばこ同様の配慮を行うものとします。

【屋外に喫煙場所を設ける場合の留意点】

- ア) 喫煙場所を利用しない市民等や利用者（特に未成年や妊産婦）が立ち入らないように、その場所を明確に表示します。
- イ) 非喫煙者が通常利用するところ（出入口、通路、駐車場など）、屋内と通気のあるところ（窓・換気扇の近くなど）、子どものいる空間などから十分離れた場所に設置します。
- ウ) 立地条件などによりこの条件が満たせない場合は、分煙施設（厚生労働省の受動喫煙対策助成金の対象*となるもの）を設置するか、敷地内禁煙とします。

*分煙施設および喫煙専用室の基準については、厚生労働省の基準が変更された場合はそれに準ずる

7. 受動喫煙防止対策のための具体策

一人ひとりが受動喫煙対策の必要性を理解し、できることから確実に実行できるように、市・市民等・関係者（団体）それぞれが行える具体策を示します。お互いが、受動喫煙対策に対する理解と協力を行うことで、受動喫煙のないまちをつくりあげていくことをめざします。

(1) 市が行うこと

具 体 策	
市	喫煙や受動喫煙による健康への影響についての知識の普及・啓発を行います。 妊産婦やたばこをやめたい人への禁煙支援を行います。 妊産婦や子育て中の人、若い世代への啓発を強化します。 行政機関、市が設置・管理する施設での率先した理解を求め、敷地内禁煙を行います。 受動喫煙防止対策の現状把握を行います。

(2) 市民等が行うこと

	具 体 策
個人・家庭	喫煙や受動喫煙による健康への影響について理解を深めます。 喫煙者は、非喫煙者が煙を吸わないように配慮します。 家族など、人のそばではたばこを吸わないようにします。 たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。 禁煙挑戦者へのサポートをします。
地域	多数の人が集まる空間（屋外を含む）、特に妊産婦や子どものいる場所での喫煙防止を呼びかけます。 子どもがたばこの煙に近づかないように見守ります。 子どもや妊産婦がたばこの煙にさらされていないか見守ります。

(3) 関係者（団体）が行うこと

施 設	具 体 策
学校・児童 福祉施設	喫煙や受動喫煙による健康への影響について教育を行います。 家庭での受動喫煙防止対策に向けて、保護者も含めた啓発を行います。
医療機関・ 薬局	医療を通じた禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）を行います。 喫煙や受動喫煙による健康への影響について情報提供を行います。 禁煙支援の方法について情報提供を行います。
企業・職場	快適な職場環境を作り、受動喫煙のない職場にします。 たばこを吸わない人への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。 禁煙や喫煙防止についての情報提供を行います。 禁煙しようとする人の支援を行います。
飲食店・商 店	子どもや妊産婦を含めた多数の人が利用する施設として、受動喫煙防止に取り組めます。 禁煙・分煙・喫煙可などを明確に表示し、利用者が受動喫煙を避ける行動をとりやすいように対策をとります。 従業員が受動喫煙することのない職場となるように取り組めます。 未成年がたばこの煙に近づかないように対策をとります。
その他多く の人が利用 する公共性 の高い施設	喫煙や受動喫煙による健康への影響について周知・啓発を行います。 禁煙・分煙・喫煙可などを明確に表示します。 原則屋内禁煙とし、受動喫煙がおこらないように対策をとります。 子どもや妊産婦が利用する場所（屋外を含む）については特別の配慮を行います。

8. 次世代の健康の確保～このガイドラインがめざすもの～

たばこを吸う人が減れば、喫煙者本人だけでなく、受動喫煙によって健康を害する人が減ります。未成年や妊産婦の喫煙と受動喫煙が減れば、次世代を担う子供たちを、かからなくてよい病気から守ることができます。

そのために、すべての人がたばこによる健康への影響を正しく知り、それぞれの立場でとるべき対策をとることが必要となります。

このガイドラインは、喫煙を規制するものではありませんが、市民一人ひとりが、受動喫煙防止対策の必要性を理解し、自らの判断で次世代の健康を守る行動をとれるようになることをめざします。受動喫煙のないまちを作ることができれば、結果として、総合計画にある印西市の将来都市像「ひと まち 自然 笑顔が輝く いんざい」また、健康都市宣言に表している「健康で明るく元気に生活できるまち」の実現に向けて寄与できるものと考えます。



次の世代に
受動喫煙のない環境を
プレゼント！

参考

<国の取り組み>

平成 12 年 3 月	21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 2 1）策定
平成 14 年 6 月	分煙効果判定基準策定検討委員会報告書
平成 15 年 5 月	健康増進法施行
	学校・体育館・病院・劇場・観覧場・集会所・百貨店・事務所・官公庁施設・飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（健康増進法第 25 条）
平成 15 年 5 月	新たな職場における喫煙対策のためのガイドライン
平成 22 年 2 月	厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」
平成 22 年 7 月	厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡「受動喫煙防止対策について」
平成 24 年 6 月	がん対策推進基本計画
平成 24 年 7 月	国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 ～健康日本 2 1（第二次）～
平成 24 年 10 月	厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策の徹底について」
平成 25 年 2 月	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長事務連絡「受動喫煙防止対策について」
平成 25 年 10 月	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知 「無煙たばこ・スヌースの健康影響について」
平成 26 年 6 月	労働安全衛生法一部改正「受動喫煙防止対策の推進」 職場の受動喫煙のため、事業者および事業場の実情に応じた適切な措置をとることを努力義務とする
平成 28 年 1 月	受動喫煙防止対策強化検討チーム開催
平成 28 年 9 月	喫煙の健康影響に関する検討会報告（通称 たばこ白書）
平成 29 年 3 月	・厚生労働省「受動喫煙防止対策の強化について」 ・WHO 事務局長から日本政府への書簡
	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で、長い伝統である、たばこフリーという政策を維持するよう要請します。特に、屋内の公衆の集まる場（public places）での喫煙の完全禁止を全国レベルで実施するよう要請します。（一部抜粋）
平成 29 年 4 月	受動喫煙防止対策助成金制度開始
平成 29 年 6 月	厚生労働大臣談話
	厚生労働省としては、国民の健康を第一に、世界に恥じない受動喫煙の法案をできるだけ早期に提出すべく、引き続き全力で取り組む（一部抜粋）
平成 30 年 7 月	健康増進法一部改正
	飲食店や事務所など多くの人が集まる施設は原則として屋内禁煙。学校や医療機関、児童福祉施設、行政機関は敷地内禁煙。（当面の間、例外措置が適応される施設あり）2020 年 4 月までに全面施行。

2019.2 策定
印西市健康増進課
電話 0476-42-5595